審議の進め方について(案)

1.審議の進め方

検討事項が多岐にわたることから、具体的な検討に際しては、基本的に以下 により作業を進めることとする。

(1) 主要検討課題毎に委員の中から主査を指名する。

(主要検討課題と主査)

・ 微生物に係る基準 遠藤委員

・ サンプリング・評価 国包委員

・ 水質検査法及び検査の品質保証(QA/QC) 安藤委員

- (2) 各主査は、事務局と協力し、また、厚生科学研究などの場を活用し、担当検討課題に関し、水質管理専門委員会における検討課題の抽出、検討結果のとりまとめ、報告原案の作成などを行う。
- (3) 水質管理専門委員会は、各主査又は事務局からの報告を下に審議を行い、 審議の結果を専門委員会報告としてとりまとめる。

2.審議日程

平成 15 年 6 月を目途に専門委員会報告をとりまとめることとし、このため、 概ね 1 月に 1 回程度の頻度で会議を開催することとする。

(審議日程の目安)

平成 14 年平成 15 年	8月(今回)	審議の進め方
		(以降、月に1回のペースで審議)
	12 月中旬	生活環境水道部会への中間報告
	3月~4月	専門委員会報告案とりまとめ
	4月~5月	同報告案パブリック・コメント手続き
	5月~6月	専門委員会報告とりまとめ・部会報告

(参考)

水道水質に関する基準の見直し等に係る検討課題(試案)

- . 基本的考え方
- 1.水質基準のあり方・性格
- 2.地域性・効率性を踏まえた柔軟な基準
 - (1) 必須基準項目
 - (2) 選択基準項目(検査を省略することのできる項目)
 - (3) 水質検査計画
- 3. 逐次改正方式 (Rolling Revision)
 - (1) 逐次改正方式
 - (2) 検討開始のための要件
 - (3) 水質基準設定のための要件
 - (4) 国・地方公共団体による水質監視
- 4. 水質基準設定に当たっての考え方
 - (1) 微生物に係る基準 危害分析・重要管理点(HACCP)による管理 水質基準の性格
 - (2) 化学物質に係る基準

毒性評価

暴露分析

処理技術、検査技術の考慮

基準の設定

(3) 性状 (Acceptability)に係る基準

5. 水質検査

- (1) 水質検査方法
- (2) 水質検査の品質保証(QA/QC)
- (3) 水質検査のためのサンプリング / 評価基準
- (4) 水質検査計画

. 水質基準

- 1.微生物に係る基準
 - (1) HACCP による管理
 - (2) 水質基準
- 2. 化学物質に係る基準
 - (1) 無機化学物質
 - (2) 有機化学物質
 - (3) 消毒副生成物
 - (4) 農薬
- 3. 性状に係る基準
- 4. 水質検査法
 - (1) 微生物に係る基準
 - (2) 化学物質に係る基準
 - (3) 性状に係る基準
- . 水質検査及び評価
- 1.水質検査における品質保証(QA/QC)
 - (1) 内部精度管理のあり方

- (2) 外部精度管理のあり方
- (3) 20条機関における精度管理のあり方
- (4) 水道事業体における精度管理のあり方
- 2. 水質検査のためのサンプリング / 評価
 - (1) 水質検査のためのサンプリング指針
 - (2) 水質検査のための評価指針
- 3. 水質検査計画
 - (1) 必須基準項目
 - (2) 選択基準項目
 - (3) 水質検査計画の作成
- 4.情報公開
- . 水質管理手引書(日本版"Health Advisory")の作成
- . 34 条機関の登録基準
- 1.貯水槽水道の管理のあり方
- 2. 貯水槽水道における34条機関の役割・あり方
- 3.34条機関の登録基準/登録検査のあり方
- . 今後の課題